

広陵町配水本管布設替耐震設計施工業務

公募型プロポーザル募集要領

令和6年4月

広 陵 町

目 次

1	公 告 日	1
2	発 注 者	1
3	業 務 概 要	1
4	実 施 日 程	4
5	参 加 資 格	5
6	応 募 申 込 み 手 続 き 等	8
7	質 疑 書 の 受 付 ・ 回 答	9
8	技 術 提 案 書 等 の 提 出	10
9	技 術 提 案 書 作 成 要 領	10
10	プ レ ゼ ン テ ー シ ョ ン の 実 施 に つ い て	11
11	プ ロ ポ ー ザ ル の 審 査 方 法 等	12
12	契 約 の 手 続 き	12
13	対 価 の 支 払 い	13
14	評 価 基 準	13
15	リ ス ク 分 担	16

広陵町配水本管布設替耐震設計施工業務公募型プロポーザル募集要領

【公募型プロポーザルの目的】

広陵町水道事業における配水本管の耐震化事業を実施するに当たり、高い品質の確保、工期の短縮、安全な運転管理やコスト削減、更に民間事業者の創意工夫や技術提案が期待できる技術提案交渉方式の設計交渉・施工タイプ発注を導入することで、水道事業の安定と利用者サービス等の一層の向上を図り効率的な実施を図るものである。受注候補者の選定に当たっては、本町の意向を十分に理解した上で、豊富な経験、技術能力を活用し、優れた技術提案を公募型プロポーザル方式(以下「プロポーザル」という。)により選定するものである。

1 公告日

令和 6年 4月15日(月)

2 発注者

広陵町長

3 業務概要

本業務は、公共工事の品質確保の促進に関する法律第18条に規定する「技術提案の審査及び価格等の交渉による方」の設計交渉・施工タイプの発注であり、優先交渉権者として選定された者と設計業務の契約を締結した後、発注者と優先交渉権者との間で締結される基本協定に基づき価格等の交渉を実施し、交渉が成立した場合には、業務の契約を締結するものである。

(1)業務名

広陵町配水本管布設替耐震設計施工業務

(2)業務場所

広陵町大字疋相ほか地内

(3)対象業務

業務の構成及び業務内容は以下のとおりとする。

① 設計業務・工事監理業務

本業務の実施設計、関連業務及び施工に伴う工事監理業務を実施する。

② 施工業務

本業務の施工を実施する。

③ 上記設計業務・工事監理業務及び施工業務を総括して「本業務」という。

④ 事業者が行う業務範囲の概要

区分	業務	概要
設計	現地調査	本業務に必要な調査
	試掘調査	本業務に必要な調査
	埋設物・架空線調査	本業務に必要な埋設物・架空線調査
	事前測量調査	本業務に必要な測量調査
	周辺環境対策	必要に応じて、本業務の施工に伴う騒音、振動、臭気、地盤沈下、家屋等の周辺環境対策に関する事前調査
	実施設計	本業務に必要な設計図書(図面、数量計算書等)の作成(変更設計含む)
工事監理	工事監理	施工業務の工事監理業務
	周辺環境対策	必要に応じて、本業務の施工に伴う騒音、振動、臭気、地盤沈下、家屋等の周辺環境対策に関する事後調査
施工	上水道工事	本業務の水道施設工事
	舗装工事	本業務の水道施設に伴う舗装工事
	関連工事	本業務に伴うその他関連工事

	住民説明	本業務に必要な地域住民への説明会等
	関係機関等協議	本業務に必要な関係機関及び埋設管の移設協議
	各種届出、申請資料作成等支援	本業務に必要な各種届出、申請書の作成等
	運転管理支援	水道施設の切り替え作業に伴う準備、住民への通知及び支援業務として弁操作、洗管等

(4) 履行期間

- ① 契約日から令和10年 1月31日まで
本業務は補助金を財源としているため、支払限度額を下記のとおり設定している。また、支払額相当分(出来高)については、完成検査を受け、本町へ引渡しを行うものとする。但し、供用しない施設については受注者の管理とする。
令和6年度 業務価格の 1%
令和7年度 業務価格の30%
令和8年度 業務価格の30%
令和9年度 各年度支出額の残
- ② 事業者の責めによる履行期間の延長に係る交渉には応じない。

(5) 上限提案価格

本業務に係る業務費の上限提案価格は、下記のとおりとする。

804, 000, 000円(税抜)

884, 400, 000円(税込)

※上限提案価格の前提となる設計及び施工条件

【積算業務】

設計業務: 詳細設計 1式

試掘調査 30力所

施工監理業務: 31ヶ月間(R7.7~R10.1)

施工業務:

DIP-GX φ150(施工条件-夜間施工 標準施工方法-開削)L= 276m

DIP-GX φ150(施工条件-夜間施工 橋梁架設) L= 48m

DIP-GX φ200(施工条件-夜間施工 標準施工方法-開削)L= 862m

DIP-GX φ200(施工条件-昼間施工 標準施工方法-開削)L= 465m

DIP-GX φ250(施工条件-夜間施工 標準施工方法-開削)L= 584m

DIP-GX φ250(施工条件-夜間施工 標準施工方法-推進)L= 18m
DIP-GX φ300(施工条件-昼間施工 標準施工方法-開削)L= 86m
DIP-GX φ300(施工条件-夜間施工 標準施工方法-開削)L= 415m
給水管 73 件
運転管理計画等支援仮設配管 7カ所
本設配管 7カ所

※上限提案価格は、以上の積算価格を基に、前回までのDBの実績結果等を考慮し、諸経費(仮設費等)を計上した価格としています。

(6)その他

現地確認及び調査については、提出物の精度を上げるために現地確認を行うことは可能とする。ただし、現地確認を行う場合は、事前に以下の連絡先に連絡し、日程の調整を行うこと。

広陵町都市整備部上下水道課

TEL 0745-55-2234

4 実施日程

プロポーザルによる受託候補者の選定は、以下の日程により実施する。

(1)事業公告

令和6年 4月15日(月)

(2)募集要領の配布

令和6年 4月22日(月)から同年 5月17日(金)まで

(3)質疑書の受付

令和6年 5月20日(月)から同年 5月24日(金)まで

(4)質疑書に対する回答

令和6年 6月13日(木)

(5)参加表明書及び参加資格確認書類の受付

令和6年 6月17日(月)から同年6月21日(金)まで

(6)参加資格確認通知

令和6年 7月 5日(金)

(7)技術提案書受付

令和6年 7月22日(月)から同年7月26日(金)まで

(8)技術提案に関するプレゼンテーション

令和6年 8月21日(水)予定

(9)受託候補者の選定及び通知

令和6年 9月中旬予定

(10)基本協定の締結

令和6年10月上旬予定

5 参加資格

(1) 基本要件

① 参加者の構成

- (ア) 参加者は、単独企業又は複数の企業により構成される共同企業体とする。なお、主たる業務以外の一部の業務において委託を行う場合は、業務種別の委託先企業を明確にすること。
- (イ) 共同企業体については、構成する企業(以下「構成員」という。)の数の上限は4社とする。
- (ウ) 共同企業体は、構成員の中から代表企業1社を定め、代表企業がプロポーザル参加表明書及び参加資格確認書類を提出し、代表企業及びその他の構成員の企業名並びに業務種別を明確にすること。
- (エ) 参加者である単独企業及び共同企業体の構成員は、他の共同企業体の構成員と重複することはできない。なお、委託先企業についても他と重複して参加することはできない。

② 参加者は5(2)から(4)までを全て満たしており、かつ、以下に示す設計企業、施工企業による単独企業又は共同企業であること。

(ア) 設計企業 設計業務、工事監理業務を担当する企業

(イ) 施工企業 施工業務を担当する企業

- ③ 共同企業体の代表者は、施工企業の代表構成員とすること。
- ④ 施工企業が共同企業体の場合、構成員の数は3社までとし、最低出資率は20%以上とする。代表構成員は、出資率が最大の企業とする。
- ⑤ 単独企業又は共同企業体の代表者は、本業務全体をマネジメントする統括管理技術者を配置すること。
- ⑥ 参加手続きは、単独企業又は共同企業体の代表者が行うこと。
- ⑦ 参加者である共同企業体の変更は認めない。

(2) 参加者の共通の参加要件

- ① 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。
- ② 本プロポーザル手続き開始の日から契約締結の日までの期間において、会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続き開始の申し立てがなされている者又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続き開始の申し立てがなされている者でないこと。ただし、更生手続き開始決定又は再生手続き開始決定を受けている者はこの限りでない。
- ③ 本プロポーザル参加表明書の提出期限の日から受託候補者選定の日までの期間において広陵町の請負契約に係る入札参加停止措置要領(以下「要領」という。)に基づく入札参加停止措置、その他国又は県による同様の措置を受けていないこと。
- ④ 参加者である単独企業又は共同企業体の構成員のいずれもが他の参加者でなく、また他の参加者である共同企業体の構成員でないこと。

- ⑤ 参加者である共同企業体の構成員のいずれかとの間に以下に該当する関係がないこと。ただし、参加者である共同企業体の構成員のうち、以下に該当する者の全てがいずれの共同企業体の代表者でない場合を除く。

(ア)資本関係

次のいずれかに該当する二者の場合。ただし、子会社（会社法（平成17年法律第86号）第2条第3号の規定による子会社をいう。以下同じ）又は子会社の一方が会社更生法第2条第7項に規定する更正会社又は、民事再生法第2条第4号に規定する再生手続が存続中の会社等（会社法施行規則（平成18年法務省令第12号）第2条第3項第2号の規定による会社等をいう。以下同じ。）である場合は除く。

A 親会社（会社法第2条第4号の規定による親会社をいう。以下同じ。）子会社の関係にある場合

B 親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合

(イ)人的関係

次のいずれかに該当する二者の場合。ただし、会社の一方が更正会社又は再生手続が存続中の会社である場合は除く。

A 一方の会社等の役員が、他方の会社等の役員を現に兼ねている場合

B 一方の会社等の役員が、他方の会社等の会社更生法第67条第1項民事再生法第64条第2項の規定により選任された管財人を現に兼ねている場合

(ウ)その他競争の適正さが阻害されると認められる場合

その他、上記ア又はイと同視し得る資本関係又は人的関係があると認められる場合

- ⑥ 広陵町建設工事等暴力団排除措置要綱（平成24年3月広陵町告示第66号）別表に掲げる措置要件の1から6までのいずれかに該当する者でないこと。

- ⑦ 近畿2府4県のいずれかに本店又は支店若しくは営業所を有していること。

(3)設計企業の参加資格要件

参加者である設計企業は、次の要件を満たすものであること。

- ① 建設コンサルタント登録を行っていること。
- ② 令和6年度広陵町競争入札の参加資格の登録を受けていなければならない。
- ③ 下記に示す設計業務管理技術者、照査技術者及び工事監理業務管理技術者（以下「配置予定設計技術者」という。）を配置できること。また、技術上の業務を統括できる資格条件を有した者とする。

(ア)設計業務管理技術者・照査技術者

設計業務管理技術者及び照査技術者は以下の資格を有すること。

資格条件については、a又はbのいずれか一つの要件かつ、c及びdの要件を満たす者

a 技術士（上下水道部門又は総合技術監理部門（上水道及び工業用水道））

b RCCM（上水道及び工業用水道）

c 設計業務管理技術者と照査技術者の兼務は認めない

- d 参加表明提出時点において設計企業を構成する単体企業又は共同企業の構成員となる企業と常時雇用関係にある者

(イ) 工事監理業務管理技術者

工事監理技術者とは工事監理業務を統括するものとする。

設計業務管理技術者と工事監理業務管理技術者は兼務できるものとする。

資格条件については、a又はbのいずれか一つの要件かつ、cの要件を満たす者

a 技術士(上下水道部門又は総合技術監理部門(上水道及び工業用水道))

b RCCM(上水道及び工業用水道)

c 参加表明提出時点において設計企業を構成する単体企業又は共同企業の構成員となる企業と常時雇用関係にある者

- ④ 配置予定設計技術者は、本業務の完成・引渡日までの間、病気・死亡・退職等の特別な事情があり、やむを得ないとして発注者が承認した場合の他は、変更を認めない。

(4) 施工企業参加資格要件

参加者である施工企業は、次の要件を満たすものであること。

- ① 建設業法(昭和24年法律第100号)別表第一に規定する土木一式工事業許可を有しての営業年数が5年以上であること。
- ② 参加者である施工企業の代表構成員は令和6年度広陵町競争入札参加資格者名簿に登録されており、建設業法第27条の23に規定する経営事項審査の水道施設工事の総合評点が1000点以上であること。
- ③ 下記に示す総括管理技術者及び監理技術者(以下「配置予定設計技術者」という。)を配置できること。また、技術上の業務を統括できる資格条件を有した者とする。

(ア) 総括管理技術者

本業務全体のマネジメント(建設業法第19条の2に示す現場代理人の職務を含む)を行うものとする。なお、監理技術者と兼務できるものとする。ただし、監理技術者が建設業法上の専門技術者と兼務する場合は、総括管理技術者と監理技術者の兼任は認めない。資格条件については、a又はbのいずれか一つの要件かつ、cの要件を満たす者

a 技術士(上下水道部門又は総合技術監理部門(上水道及び工業用水道))又はRCCM(上水道及び工業用水道)

b 1級土木施工管理技士

c 参加表明提出時点において施工企業を構成する単体企業又は共同企業の構成員となる企業と常時雇用関係にある者

(イ) 監理技術者

本業務における施工の監理技術者とする。なお、総括管理技術者と兼務できるものとする。ただし、監理技術者が建設業法上の専門技術者と兼務する場合は、総括管理技術者と監理技術者の兼任は認めない。資格条件については、a又はbのいずれか一つの要件かつ、c及びdの要件を満たす者とする。

- a 技術士(上下水道部門又は総合技術監理部門(上水道及び工業用水道))
又はRCCM(上水道及び工業用水道)
- b 1級土木施工管理技士
- c 監理技術者資格証及び監理技術者講習修了証に有するものであること
- d 参加表明提出時点において施工企業を構成する単体企業又は共同企業の構成員となる企業と常時雇用関係にある者

(ウ)その他

施工業務における本要領に記載のない配置技術者については、建設業法第26条第1項・第2項及び特記仕様書による。

- ④ 配置予定技術者は、本業務の完成・引渡日までの間、病気・死亡・退職等の特別な事情があり、やむを得ないとして発注者が承認した場合の他は、変更を認めない。

6 応募申込み手続き等

- (1) 募集要領、参加表明書、参加資格確認書類及び仕様書等の配布は次のとおりとする。

広陵町 都市整備部 上下水道課

※広陵町ホームページからもダウンロード可能。

- (2) 提出期限

令和6年6月17日(月)から同年6月21日(金)まで提出は9時から16時までとする。但し、12時から13時までを除く。

- (3) 提出書類

本プロポーザルの参加資格を満たし、参加する意思が有る者(以下「参加意思表明者」という)は参加表明書及び参加資格確認申請書類を提出し、発注者から参加資格の有無について確認を受けなければならない。なお、参加資格確認の結果、参加資格が無いと認められた者は、本プロポーザルに参加できない。

- ① 参加表明書(様式1)
- ② 国税及び地方税に未納がない事を証明できる書類(参加表明書の提出から3箇月以内)
- ③ 共同企業体協議書
- ④ 参加資格確認申請書類(様式3、4、5、6)
- ⑤ 設計企業及び施工企業に関する事業許可書の写し
- ⑥ 設計企業及び施工企業の業務実績(様式7、8)

(ア) 5. (3). ③に示す設計実績について、平成26年度から令和5年度までの水道施設(耐震管)の設計で3件を上限とする。

(イ) 5. (4). ③に示す施工実績について、平成26年度から令和5年度までの水道施設(耐震管)の施工で3件を上限とする。

(ウ) 企業の実績として記載した業務又は工事の内容が、当該要件を満たすことを確認できる資料(契約書、CORINS、TECRIS等の写し)を提出すること。

- ⑦ 配置予定設計技術者及び施工技術者の資格及び実績(様式9、10)

- (ア) 5. (3). ④に示す配置予定設計技術者の資格及び実績について、水道施設（耐震管）の設計で技術者毎に提出すること。また実績については、3件を上限とする。
- (イ) 5. (4). ④に示す配置予定施工技術者の資格及び実績について、水道施設（耐震管）の施工で提出すること。また実績については、3件を上限とする。
- (ウ) 技術者の実績として記載した業務又は工事の内容が、当該要件を満たすことを確認できる資料（契約書、CORINS、TECRIS等の写し）を提出すること。
- ⑧ 配置予定設計・施工技術者の常時雇用を証明できる資料の写し。

(4) 提出方法

各提出物の受付は持参のみとする。また、持参する場合は、事前に以下の連絡先に連絡し、日程調整を行うこと。

広陵町 都市整備部 上下水道課

TEL 0745-55-2234

(5) 提出部数

参加表明書、参加資格確認書類については各1部とする。

(6) 応募申込の無効

- ① 参加表明書を活用せず、申込みを行った場合は無効とする。
- ② 参加表明書に代表者の押印が押印されていない場合は無効とする。

(7) 参加資格確認の通知参加資格確認の結果は参加資格確認通知書(様式11)により通知する。

(8) 参加の辞退

参加表明書を提出後に参加を辞退する場合、また参加資格を満たさないことが判った場合は、速やかにその旨を任意の様式により提出すること。

(9) 参加者が2者以下の場合

参加者が2者以下であるときは、受託候補者の特定において競争性等について十分に検討した上で、審査会で協議しプロポーザルの可否を図るものとする。

7 質疑書の受付・回答

(1) 質疑がある場合は、質疑書(様式2)により提出することができる。

① 提出期限

令和6年 5月20日(月)から 5月24日(金)まで 提出は9時から16時までとする。但し、12時から13時までを除く。

② 提出方法

質疑書に必要事項を記載の上、下記E-mail アドレスへ送信すること。

電子メールの件名は【単体企業名又は共同企業体名】広陵町配水本管布設替耐震設計施工業務」とすること。また、電子メール送信後は、確認のため広陵町都市整備部上下水道課へ連絡を入れること。

E-mail アドレス: suidou@town.nara-koryo.lg.jp
広陵町都市整備部上下水道課: 0745-55-2234

(2) 質疑に対する回答

- ① 回答期限
令和6年 6月13日(木)
- ② 回答方法
質疑書を提出された全ての事業者へ電子メールにて送信する。併せて広陵町ホームページへ掲載する。

(3) 質問に対する回答については、電話及び個別の対応は行わないものとする。

8 技術提案書等の提出

(1) 参加資格確認通知書により参加資格に確認ができた事業者は、プロポーザルの実施に係る技術提案書等を作成し、提出することができる。

(2) 技術提案書等の提出期限等

- ① 提出期限令和6年 7月22日(月)から同年 7月26日(金)まで提出は9時から16時までとする。但し、12時から13時までを除く。
- ② 提出方法
受付は参加事業者の持参のみとする。
- ③ 提出部数
(ア) 技術提案書(様式12、13) 正本1部、副本6部、同内容の電子ファイル1部
(CD等の媒体、必ずウイルス対策を実施すること)
(イ) 提案見積書(様式14)
 - a 提出部数 1部
 - b 提案見積書は技術提案書とは別で厳重に封かんし、割印を押すこと。
 - c 提案見積書は指定の様式を使用すること。
 - d 提案見積書の内容が不適正と思われる町が判断した場合は、個別にヒアリングを実施する場合がある。
(ウ) プレゼンテーション参加報告書(様式15)
 - a 1部
 - b プレゼンテーション実施日時については別途通知する。
- ④ 提出書類の取扱い
技術提案書等作成に要する一切の費用は参加事業者の負担とし、提出された技術提案書等の返却は行わない。また、提出された技術提案書等の処分は本町で行う。

9 技術提案書作成要領

(1) 技術提案書については、本業務提案上限価格内で要求水準を満たす施設計画を実現できる提案を行うこと。

(2) 技術提案書

下記①から③までの項目について、日本工業規格A4版片面とすること。

なお、A3版の図面等を使用する場合はA4折りとすること。また、テーマ毎にA4版1枚から2枚程度とする。技術提案書において評価の公平性を図るため、特定の企業者名の記載をしないこと。

① 業務実施方針

本業務の進め方(取組方針、工程計画、コスト管理計画等)、重点管理項目、創意工夫を発揮できる事項、業務実施体制、設計業務・工事監理業務・施工業務の連携、本町との協議体制、その他の業務実施上の配慮事項について記述すること。

② 特定のテーマについての技術提案

当該地区の地域特性や周辺環境を十分理解した上で下記のテーマに基づき提案すること。

(ア)維持管理や現場条件を考慮した既設埋設物と計画管路の位置関係を把握、管理するための技術的工夫及びその効果について。併せて、設計成果品の品質確保対策及び設計業務から施工業務への移行における情報共有方法や引継方法について。

(イ)運転管理計画(充水、洗管、通水計画)、実施体制(緊急時の体制を含む)対策及び周知方法について。なお、実施の際、受託候補者においては運転管理支援とする。

(ウ)近隣住民や周辺環境に配慮した取組み、技術的工夫及びその効果について。また、地域貢献について。

(エ)本業務において工程を遅延させないための技術的工夫や遅延リスク要因と対応策について。また、コスト縮減計画に係る技術的工夫について。

(オ)本業務の業務範囲に交通量の多い県道中和幹線、県道河合大和高田線、町道柳板大谷線等が含まれることから、安全管理に係る技術的所見について。

③ 追加提案

その他、必要と思われる提案事項があれば、その内容について提案すること。

10 プレゼンテーションの実施について

技術提案書等が提出された後、参加事業者毎にプレゼンテーションを実施する。

(1) プレゼンテーション日時

令和6年 8月21日(水)予定。なお、プレゼンテーション日時の詳細については、別途通知(様式16)する。

(2) 実施時間

プレゼンテーションに要する時間は参加単独企業体、共同企業体ごとに30分程度とし、その後20分程度の質疑応答を実施する。

(3) 実施方法

プレゼンテーションで電子機器を使用する場合、その電子機器の一部(電源)以外は参加企業体で用意すること。

プレゼンテーションは提出した技術提案書を使用すること。提出後の資料の差し換

え、追加は認めないものとする。(スクリーン等に投影して説明する場合を含む)ただし、誤字がある場合に限りプレゼンテーション時に説明をすることは差し支えないものとする。

(4) 参加人員

プレゼンテーションに参加できる者は、総括管理技術者、設計業務管理技術者を含む技術提案書の内容を熟知している3人までとする。

(5) 留意事項

- ① 出席者に変更が生じた場合は、事前に届けること。
- ② 指定日以外のプレゼンテーションは認めない。欠席の場合は、本件プロポーザルへの参加を辞退したものとみなす。

11 プロポーザルの審査方法等

(1) 受託候補者の選定及び決定

- ① 受託候補者の選定に関する事項は、公平性及び透明性を確保し客観的な選定を行うため、プロポーザル審査委員会(以下「委員会」という。)を設置して行う。
- ② 委員会が別に定める本業務に関する評価委員会が行う評価に基づき、委員会により受託候補者の選定を行う。
- ③ 参加者が多い場合は評価委員会による書面審査(参加資格確認書類)を実施し、上位5位がプレゼンテーション審査へ参加できるものとする。

(2) 評価方法及び選定順位

- ① 評価委員会は、参加事業者から提出された書類の各項目について評価基準に基づく審査、プレゼンテーション審査を行い、委員会へ報告する。
- ② 委員会は評価委員会が算出した資料に基づき、合計評価点数の最も高い者を受託候補者として選定する。(様式17、18)
- ③ 評価点数の最も高い者が2社以上ある場合は、技術評価(技術提案書及びヒアリングの評価)の配点合計が高い者とする。
- ④ ③においても技術評価点数が同じ場合は、提案見積書額の低い者を上位とする。
- ⑤ ④においても提案見積書額が同じ場合は、2社によるくじで定める。

12 契約の手続き

(1) 受託候補者と広陵町は、契約の締結に関する広陵町配水本管布設替耐震設計施工業務基本協定(以下「基本協定」という。)締結に際し、基本協定の内容について提案書類提出時に未定であった事項以外は変更しないものとし、速やかに合意及び協定の締結を行う。

(2) 設計業務、工事監理業務委託及び施工業務請負契約については、基本協定第5条に基づくものとする。

(3) 本業務は「国土交通省直轄工事における技術提案・交渉方式の運用ガイドライン」に基づく技術提案交渉方式の「設計交渉・施工タイプ」による契約方法を適用する。契約事項は下記の通りとする。

- ① 基本協定 令和6年10月予定
- ② 設計業務委託契約 令和6年10月予定～令和 8年 3月25日
- ③ 工事監理業務委託契約 令和7年 7月予定～令和10年 1月31日
- ④ 施工業務請負契約 令和7年 7月予定～令和10年 1月31日

(4) 契約保証金

業務委託契約書及び工事請負契約書に基づくものとする。

13 対価の支払い

(1) 費用の支払方法

設計・施工等に要する費用は、各年度の出来高に応じて支払うことができる。なお、各年度の支払限度額は、3.(4)①記載のとおりとする。

14 評価基準

(1) 実績評価

	評価項目	評価事項	配点
企業 の 実 力	設計企業	・過去10年間(2014.4～2024.3)の設計交渉・施工型又は設計・施工一体型業務の実績 (配点 有3、無0)	3
	施工企業	・過去10年間(2014.4～2024.3)の設計交渉・施工型又は設計・施工一体型業務の実績 (配点 有3、無0)	3
		・過去10年間(2014.4～2024.3)の水道施設(耐震管)※1の実績 (配点 有4、無0)	4
	小 計		10
配 置 予 定 技 術 者 の	設計業務管理 技術者	・技術者資格(配点 技術士3、RCCM1)	3
		・過去10年間(2014.4～2024.3)の設計業務の管理技術者としての実績①水道施設(耐震管)※2の実績(配点 有2、無0)	2
	照査技術者	・技術者資格(配点 技術士3、RCCM1)	3
		・過去10年間の設計業務の照査技術者としての実績 ①水道施設(耐震管)の実績(配点 有2、無0)	2
		・技術者資格(配点 技術士3、RCCM1)	3

能力	工事監理業務管理技術者	・過去10年間(2014.4～2024.3)の工事監理業務管理技術者としての実績 ①水道施設(耐震管)の実績(配点 有2、無0)	2
		・専任或いは非専任(配点 専任0、非専任-3)(設計業務管理技術者との兼務)	0
配置予定技術者の能力	総括管理技術者	・技術者資格 (配点 技術士2 RCCM1) (配点 一級土木施工管理技士1) ※技術士またはRCCMと一級土木施工管理技士との重複加算可	3
		・過去10年間(2014.4～2024.3)の監理(管理)技術者としての実績 ①水道施設(耐震管)の実績(配点 有3、無0)	3
		・過去10年間(2014.4～2024.3)の設計交渉・施工型又は設計・施工一体型業務の実績 ①水道施設(耐震管)の実績 ②その他(その他建築等) (配点 有 水道施設3、有 その他1、無0)	3
		・技術者資格 (配点 技術士2 RCCM1) (配点 一級土木施工管理技士1) ※技術士またはRCCMと一級土木施工管理技士との重複加算可	3
監理技術者		・過去10年間(2014.4～2024.3)の監理技術者としての実績 ①水道施設(耐震管)の実績(配点 有3、無0)	3
		・専任或いは非専任(配点 専任0、非専任-3) (総括管理技術者との兼任)	0
小計			30

※1 水道施設(耐震管)とは水道施設における送配水管又は浄水配水施設での耐震管施工、運転管理(水道管路施設の洗管(断水・充水・通水))を含む施工をいう。また実績とは、国、都道府県、政令市及び同等業務の市町村とする。

※2 水道施設(耐震管)とは水道施設における送配水管又は浄水配水施設での耐震管設計、運転管理(既設水道管から新たな水道管へ切り替えること)を含む設計をいう。また実績とは、国、都道府県、政令市及び同等業務の市町村とする。

(2)技術評価

業務実施方針	本業務を理解し設計交渉・施工型の利点を活かした実施手順、取組意欲、理解度、工程についての的確性、実現性を考慮し総合的に評価する		
	(1) 業務の取組意欲(配点 1～5)	5	
	(2) 業務の理解度(配点 1～5)	5	
	(3) 業務の実施手順(配点 1～5)	5	
	(4) 業務工程の妥当性(配点 1～5)	5	
	小 計	20	
特定のテーマ	品質管理計画	(1)維持管理や現場条件を考慮した既設埋設物と計画管路の位置関係を把握、管理するための技術的工夫及びその効果についての的確性、実現性を考慮し総合的に評価する。(配点 1～5)	5
		(2)設計成果品の品質確保対策を総合的に評価する。(配点 1～5)	5
		(3)設計業務から施工業務への移行における情報共有方法や引継方法について総合的に評価する。(配点 1～5)	5
	運転管理計画	(1)運転管理(充水、洗管、通水計画)、実施体制(緊急時の体制を含む。)を考慮し総合的に評価する。(配点 1～5)	5
		(2)近隣住民への周知方法を総合的に評価する。(配点 1～5)	5
	周辺環境計画	(1)近隣住民や周辺環境に配慮した取り組み、技術的工夫及びその効果について総合的に評価する。(配点 1～5)	5
		(2)地域貢献について総合的に評価する。(配点 1～5)	5
	工程管理・コスト縮減計画	(1) 工程管理及びコスト縮減計画について総合的に評価する。(配点 1～5)	5
		(2)工程を遅延させないための技術的工夫や遅延リスク要因と対応策について総合的に評価する。(配点 1～5)	5
		(3)コスト縮減計画に係る技術的工夫についての的確性、実現性について総合的に評価する。(配点 1～5)	5
	安全管理	安全管理に関する技術的所見を総合的に評価する。(配点 1～10)	10

追加提案	今後の水運用や維持管理を考慮した発想や品質向上のための新技術の活用に基づく提案であり的確性、実現性を考慮し総合的に評価する。(配点 1~10)	10
小 計		70

(3)ヒアリング評価

ヒ ア リ ン グ	本業務に関するヒアリングにより取組姿勢、専門技術力、理解力(質疑の的確性等)能力について質疑応答を通じて総合的に評価		
	(1)取組姿勢		5
	(2)専門技術力		10
	(3)理解力(質疑の的確性等)		5
	小 計		20
合 計		150	

15 リスク分担

本業務におけるリスク分担の考え方は、受注者が設計、工事監理及び施工を一貫して行うため、原則としてリスクは受注者が負担する。ただし、激甚な自然災害、インフレ、法改正等の予期できないようなリスクは発注者(町)が負担する。

事業者の提案に応じて変動するが、概略の分担表を下記に示す。

段階	リスクの種類	リスクの内容	リスク負担者	
			広陵町	事業者
共通	計画	町の事情による事業の変更・中断・中止など	●	
	募集要領	募集要領の誤りに関するもの	●	
	許認可	町が取得すべき許認可の遅延に関するもの	●	
		事業者が取得すべき許認可の遅延に関するもの		●
	法制度	法制度・許認可の新設・変更によるもの(本事業に影響を及ぼすもの)	●	
法制度・許認可の新設・変更によるもの(上記以外のもの)			●	

	住民対応	水道施設の設置に関する住民反対等	●	
		事業者が行う業務(調査、工事等)に関する住民反対等		●
	環境問題	町が行う業務に起因する環境の悪化	●	
		事業者が行う業務(調査、工事等)に起因する環境の悪化		●
	第三者賠償	町の責に帰すべき事業期間中の事故	●	
		事業者の責に帰すべき事業期間中の事故(事業者が行う業務に起因する事故、施設の劣化及び維持管理の不備による事故など)		●
	安全確保	調査、工事等における安全性の確保		●
	品質管理	調査、工事等における品質の確保		●
	保険	設計・工事段階のリスクをカバーする保険		●
	物価	物価変動	●	●
	資金調達	事業者の資金調達に関するもの		●
	国庫補助金	国庫補助金の交付に関するもの	●	
	自然環境	予測可能な範囲における地震・台風・風水害による工事の変更、業務の延期・中止に関するもの	●	●
	契約	事業者の責に帰すべき事由により契約が締結できないリスク		●
設計	調査・設計	町が実施した測量・調査に関するもの	●	
		事業者が実施した測量・調査に関するもの		●
	詳細設計	町の事由による設計などの完了遅延・設計費の増大	●	
		事業者の事由による設計の完了遅延・設計費の増大(提案した設計内容の不備、実施設計の不備、事業者の事由による履行遅れなど)		●
工事	用地	建設に要する資材置き場の確保に関するもの	●	●
	地中埋設物	上下水道管路、電気ケーブル、ハンドホール等の予測可能な地中埋設物に関するもの	●	
		上記以外に関するもの		●
	工事監理	工事監理に関するもの		●

工事遅延・未完成	町の事由による工事の遅延・未完工・工事費の増大(町の事由による設計変更、提示条件等の不備・変更など)	●	
	事業者の事由による工事の遅延・未完工・工事費の増大		●
施設性能	要求水準不適合(施工不良を含む。)		●
引渡前損害	工事目的物の引き渡し前に工事目的物、工事材料又は建設機械器具について生じた損害、その他工事の施工に関して生じた損害		●